

平成 26 年 7 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ラ・アトレ
代表者名 代表取締役社長 脇田栄一
(JASDAQ・コード 8885)
問合せ先 執行役員 経営管理部長
島田 隆浩
電話番号 (03) 5405-7300 (代表)
(URL <http://www.lattrait.co.jp/>)

第三者割当による新株式及び新株予約権の発行並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 7 月 15 日付で開催いたしました取締役会において、第三者割当による新株式発行（以下、「第三者割当増資」という）及び新株予約権の発行（以下、「第三者割当新株予約権」という）に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I. 第三者割当による新株式及び新株予約権の発行

1. 第三者割当による新株式発行の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 払込期日 | 平成 26 年 8 月 4 日 |
| (2) 発行新株式数 | 1,012,500 株 |
| (3) 発行価額 | 1 株につき 400 円 |
| (4) 調達資金の額 | 405,000,000 円 |
| (5) 募集又は割当方法 | 第三者割当の方法による |
| | 矢吹満 375,000 株 |
| | 株式会社フジヒサハウジング 125,000 株 |
| | UB I 株式会社 125,000 株 |
| | 東京洋行株式会社 75,000 株 |
| | サマーバンク合同会社 75,000 株 |
| | 武藤伸司 75,000 株 |
| | 株式会社フジトミ 25,000 株 |
| | 株式会社リバティーターネット 25,000 株 |
| | 株式会社ジーフィールド 25,000 株 |
| | 中後正雄 25,000 株 |
| | 橋川隆一 25,000 株 |
| | 山本裕子 25,000 株 |
| | 株式会社タワーハウス管理 12,500 株 |
| (6) その他 | 前記各号については、平成 26 年 8 月 1 日開催予定の当社臨時株主総会において「株主以外の第三者に特に有利な払込金額で募集株式を発行する件」が特別決議によって承認されること及び金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする |

2. 第三者割当による新株予約権発行の概要

- | | |
|------------------|---|
| (1) 割当日 | 平成 26 年 8 月 4 日 |
| (2) 発行新株予約権数 | 4,050 個（1 個当たりの目的株式数は 100 株） |
| (3) 発行価額 | 1 個につき 800 円 |
| (4) 当該発行による潜在株式数 | 405,000 株 |
| (5) 調達資金の額 | 185,490,000 円 |
| | うち、新株予約権の払込による調達額 3,240,000 円 |
| | うち、新株予約権の権利行使による調達額 182,250,000 円 |
| (6) 行使価額 | 1 株につき 450 円 |
| (7) 募集又は割当方法 | 第三者割当の方法による |
| | 矢吹満 1,500 個 |
| | 株式会社フジヒサハウジング 500 個 |
| | UB I 株式会社 500 個 |
| | 武藤伸司 400 個 |
| | 東京洋行株式会社 300 個 |
| | サマーバンク合同会社 300 個 |
| | 株式会社リバティーンネット 100 個 |
| | 株式会社ジーフィールド 100 個 |
| | 中後正雄 100 個 |
| | 橋川隆一 100 個 |
| | 山本裕子 100 個 |
| | 株式会社タワーハウス管理 50 個 |
| (8) その他 | 前記各号については、平成 26 年 8 月 1 日開催予定の当社臨時株主総会において「株主以外の第三者に特に有利な条件で募集新株予約権を発行する件」が特別決議で承認されること及び金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする |

- (注) 1. 本新株予約権には、当社取締役会が定める取得日の 2 週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の一部又は全部を当社が取得することができる旨の条項を定めております。本条項の目的は、将来当社の事業方針の変更等により、追加の資金調達が不要となった場合において、必要以上の株式の希薄化を防止するためであります。
2. 本新株予約権には、当社の資金需要が具体的に発生するまでの間、本新株予約権者の権利行使の禁止期間を設けることができる旨の条項を定めております。本条項の目的は、当社が権利行使を望まない状態において株式の希薄化が進行することを防止するためであります。
3. 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要であります。

3. 募集の目的及び理由

当社は、平成 20 年のリーマン・ショックによる不動産市況の悪化の影響を受け、財務状態が大きく毀損いたしました。金融機関からの新規運転資金の借入も困難な状態が続いておりましたため、資本増強を目的に平成 24 年 6 月には第三者割当による新株式の発行で約 1 億円の資金調達を行いました。その資金をもとに不

不動産仕入を強化するとともに他社との共同不動産開発に取り組んだ結果、平成24年12月期（決算期変更により9ヶ月決算）連結会計年度においては3期ぶりの黒字化を果たし、平成25年12月期連結会計年度においても102百万円の当期純利益を計上するなど業績の回復をとげ、財務体質も徐々に改善をしております。

しかしながら、昨今の不動産価格の上昇、建築資材や工事費等の高騰により、不動産業界の先行きは急速に不透明感を増しております。リスクを回避しながら収益を獲得していくためには、優良物件情報を発掘した際の迅速な仕入の実行が重要であり、仕入の意思決定を速やかに行うためには一定規模の手元資金を有しておく必要があります。また、安定的収益源としての優良な賃貸物件の取得にも注力する必要があると考えております。

当社の平成25年12月期末の連結財務諸表における現預金残高は140百万円と、前連結会計年度末（110百万円）よりは増加しているものの、財務体質の改善と比して資金繰り（現預金残高）の改善は進んでおらず、現在の水準では扱えるプロジェクトの規模に大きな制限があり、また一定規模の固定資産を新たに取得するほどの余裕を持てる状況には至っておりません。不透明感を増す環境の中、扱えるプロジェクトの規模に大きな制限がある手元資金残高の状態のまま事業を進めていくことは、十分な企業体力のない当社にとっては将来の収益機会の逸失につながり、会社の安定的成長が不可能になりかねません。不動産開発プロジェクトは、着手から完成までに概ね2～3年程度の期間を必要とするため、常に先を見据えて物件の確保をしておく必要があります。また、不動産開発プロジェクトは1件ごとの規模が大きいため、事業を不動産開発のみに頼ってしまうと、プロジェクト完成時に大きな売上が計上され、それ以外の時期は売上が落ち込んでしまい、収益の波が大きく振れてしまうこととなります。そのため、不動産開発プロジェクトの端境期においても一定の収益を会社にもたらす優良な賃貸物件を保有しておくことが、収益基盤の安定化に大きく寄与します。

不透明感を増す不動産市況に対応するために、いち早く財務体質を強化し、迅速にプロジェクトを推進できる体制を整えておく必要性が急速に高まってきており、機動的に活用できるプロジェクト資金の獲得の成否が今後の企業の存続に影響を与えかねない状態であり、資金調達が喫緊の課題となっております。

当社は今回の割当先の選定にあたり、当社と将来の事業シナジーが見込める先を中心とすることとし、当社社員の知人のうち、現在及び将来の不動産を取り巻く環境について当社と認識を同じくし、将来の業務面でのシナジーを検討いただける不動産会社を中心に、資金調達活動を開始いたしました。

なお、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による議決権ベースの希薄化率は52.3%と、25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める「第三者割当に係る遵守事項」に定める手続きが必要になる場合に該当するため、同条第1号「経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」または同条第2号「当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認」を行う必要があります。本件第三者割当増資及び第三者割当新株予約権の発行により希薄化が生じてしまいますが、当社は割当先との関係強化及び調達資金の有効活用によって、希薄化のデメリットを埋め合わせる以上の業績の拡大を図ってまいり所存であります。

また、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行は有利発行に該当するため、当社は平成26年8月1日開催予定の当社臨時株主総会において、「株主以外の第三者に特に有利な払込金額で募集株式を発行する件」及び「株主以外の第三者に特に有利な条件で募集新株予約権を発行する件」を付議させていただくことといたしました。

なお、今回第三者割当の手法を用いた理由といたしましては、当社の財務状況の健全性や株式の取引状況が必ずしも十分な流動性を確保できていない状況等を考えると一般公募は現実的でなく、また株主割当を行う場合は当社の大株主が相当数の株式を引き受けなければなりません、引受に際して相当の資金を用意す

る必要があるため資金調達の成否が不透明であるため適切とは考えられず、ライツ・イシューにつきましても、大株主が相当の資金を用意して株式を引受けることができなければ、大株主の持株比率が大幅に低下し、経営の安定化に悪影響が生じる懸念があるため現時点における当社の資本政策として適切ではないとの判断に至ったことによります。また、銀行その他の金融機関からの借入については、現在の当社の財務体質では運転資金の借入は非常に困難であり、また、プロジェクト資金の借入は仕入資金の80～90%程度しか借り入れることができないため、その不足分の10～20%は自己資金で賄う必要があるものの、ある程度大きなプロジェクトになると当該自己資金を用意することができないため実質的に融資を受けられない状態であります。

現時点において大規模な希薄化を伴う新株式及び新株予約権の発行を実施する理由といたしましては、不透明感を増す不動産市況の中で他の不動産会社との競争優位性を保つためには数億円規模の仕入のための自己資金を保有していることが不可欠であり、また当社の直前期の業績は黒字を確保しているといえども、2年後、3年後を見据えると全く楽観できる環境ではなく、かつ不動産開発プロジェクトには一定の時間がかかるため2年後、3年後の業績を確保するためには、現時点から開発物件の仕入を進めておかなければならず、資金調達のタイミングが遅れれば遅れるほど将来の業績確保が困難になるため、できるだけ早期の資金調達を実現する必要があることによります。

本件第三者割当を有利な条件で行うこととした理由は、当初は時価をベースにした価格による発行を念頭に、割当予定先と協議を進めており、当社と割当予定先が概ね株価の条件で合意した時期は平成26年1月頃であります。平成26年1月の平均値は438円であり、当該価格水準から10%程度のディスカウントを行った水準で払込金額を決定することを想定しておりました。ところが平成26年3月中旬ころから当社の株価が急騰し、一時はザラ場で700円を超える状況となりました。この間、当社の業績予想や経営計画その他業績に影響を及ぼすような事実を公表しておりませんので、市場の動向は当社の業績等の影響を折り込んだものとは言えないものと判断し、概ね株価条件に合意した時期である平成26年1月の平均値を参考とした上で払込金額を400円とすることといたしました。なお、株価条件の概ねの合意が形成されてから本日まで半年程度が経過しており、当社といたしましては条件面の再考、他の割当候補先との交渉なども視野に入れ検討を進めてまいりましたが、今回の割当予定先（法人の場合は当該会社の代表者）は当社役員との長期にわたる付き合いを通じて強固な信頼関係を有する先であり、今後の事業シナジーが大きく期待される相手であることも考慮し、無理な条件交渉等を行った結果関係が崩壊するリスクを取るよりも、当社の将来的事業価値の増大に協力していただける可能性を優先し、1株当たりの払込金額は400円のまま進めさせていただきことといたしました。

また、新株予約権の権利行使価格はこれに一定のプレミアムを乗せた1株当たり450円としたものであります。この場合、本新株予約権の1個当たりの払込金額は2,058円となるものの、当該価格では割当予定先との合意形成が困難であったため、割当予定先の意向も一定程度尊重することとし、本新株予約権の1個当たりの払込金額を800円とすることにつきまして、有利発行議案の上程を行うことといたしました。

また、株式と新株予約権を組み合わせた形態にした理由としましては、当社は短期的に事業利潤を求める不動産開発型の「キャピタルゲイン型不動産事業」と、長期的かつ安定的に収益を獲得する賃貸事業型の「インカムゲイン型不動産事業」をバランスよく推進していく方針を掲げており、キャピタルゲインを求める短期的事業に必要な資金は新株式発行によって早期に調達をし、新株予約権についてはインカムゲインを稼ぐ優良な収益物件を発掘した際に機動的に権利行使をして資金調達ができるようにしておくことを目的としたことによります。

加えて、新株予約権には当社が2週間以上前に通知または公告をして、当社が新株予約権の全部または一部を取得することができる取得条項を付しております。これにより、当社は新株予約権の権利行使が当社の希望するペースで進まない場合には、新株予約権を取得・消却することによって将来の希薄化を防止するこ

とができるため、既存株主にとっても一定のメリットがあるものと考えております。また、当社の具体的資金需要が発生せず、権利行使を望まない状態（当社の購入目線に合う賃貸用不動産の発掘が遅れる場合や、直近で取得する物件の規模が小さく、当面は一部行使にとどめておきたい場合など）での株式の希薄化の進行を防止するため、権利行使の禁止期間を設けることができる旨の条項を設置しております。禁止期間の決定につきましては、平成26年8月下旬をめどに、具体的な賃貸用不動産の取得が見込まれない場合、あるいは賃貸用不動産の取得規模が小さいことが見込まれる場合において、新株予約権の全部または一部について、一定期間権利行使を禁止することを当社取締役会で決議し、新株予約権者に通知する予定であります。

また、当社が平成24年6月29日付で発行した第三者割当による新株予約権につきましては、まだ権利行使が行われておりませんが、新株予約権者との話し合いにより、権利行使期限までには権利を行使する意向である旨を確認しております。なお、当該新株予約権の割当先のうち、One World Asset Management 株式会社が保有していた2,300個につきましては、同社の保有方針の変更に伴い平成25年7月16日付で合同会社城山21世紀投資及びサマーリバー合同会社に売却され、株式会社南栄開発が保有していた3,000個につきましては、同社の保有方針の変更に伴い平成25年7月16日付で合同会社城山21世紀投資及びサマーリバー合同会社に売却されておりますため、新株予約権の権利行使の方針につきましては、譲渡後の新株予約権者に確認を行っております。

なお、新株予約権の譲渡についての内訳の詳細は、本日付で開示を行っております「第三者割当株式及び新株予約権の譲渡並びに資金使途の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

また、当該新株予約権の権利行使によって調達する資金使途につきましては、首都圏における主にファミリータイプの中古マンションの仕入資金や当社が仕入れた中古マンションを販売商品化するためにリノベーションする費用に充当する方針でありましたが、現在においては仕入資金やリノベーション費用は金融機関からの借入金及び手元資金で賄うことができているため、当該新株予約権の権利行使によって調達する資金は、本新株予約権と同様にインカムゲイン型不動産事業のための収益物件取得に充当していく方針であります。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 新株式発行による調達資金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
405,000,000円	5,000,000円	400,000,000円

(注) 1. 発行諸費用の概算額の内訳は、割当先調査費用約100万円、登録免許税約140万円、有価証券届出書作成費用100万円、その他諸費用160万円であります。

2. 発行諸費用の概算額には消費税等は含んでおりません。

② 新株予約権発行による調達資金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
185,490,000円	3,490,000円	182,000,000円

(注) 1. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価に関する費用約100万円、割当先調査費用約100万円、登録免許税約10万円、その他諸費用139万円であります。

2. 発行諸費用の概算額には消費税等は含んでおりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

① 新株式発行による調達資金の使途及び支出予定時期

使途	金額	支出予定時期
不動産プロジェクトにかかる土地仕入代金 (手付金及び最終金のうち銀行融資調達分以外) 及び仲介手数料	100,000,000 円	平成 26 年 8 月から 10 月
各種調査費	10,000,000 円	平成 26 年 10 月から平成 27 年 1 月
設計料 (半金)	40,000,000 円	平成 27 年 1 月から 3 月
建築工事費用 (手付金及び中間金)	250,000,000 円	平成 27 年 1 月から 10 月

新株式発行による調達資金は、新規不動産プロジェクトの取得費用に充当する予定であります。現時点において具体的な取得予定物件はまだ確保しておりませんが、積極的な情報の入手を継続しており、候補物件の獲得に努めております。

当社は、リーマン・ショック前のデベロップメント業務において、総戸数 20 戸～30 戸前後の小規模マンションの開発を行っており、2008 年には年間 4 棟のマンションの竣工・販売を行ってまいりました。その後はマンション開発をほぼ中止してまいりましたが、当社の業績をより一層拡大させるためには、販売戸数が 50 戸超 (想定販売金額 20 億円超) のある程度まとまった規模のプロジェクト、または規模が小さい場合は複数のプロジェクトを同時並行的に手掛けていく必要があります。土地取得に伴う手付金 (土地仕入れに係る資金の多くは当該土地を担保とした銀行借入れで対応)、仲介手数料、建物の設計費用、ゼネコンへの工事費の手付金や中間金等に充当するために数億円規模の手元資金の確保が最低限必要であると考えております。なお、土地仕入資金の多くは銀行借入に依存しますが、そのためには借入以外の部分 (概ね仕入総額の 10%～20%) を自己資金で用意する必要があります。当該自己資金を用意できなければ、プロジェクトを開始することができないため、本第三者割当による資金調達が上記計画達成の必須条件となります。

物件取得地域に関しましても、従来は首都圏を中心に行ってまいりましたが、大阪支店を活用した西日本地域における物件情報の収集も積極的に行っていくとともに、関東以東の物件情報の収集にも努めてまいります。

本新株式発行によって増加する議決権数は、現在の議決権数に対して 37.4%の大規模な希薄化を発生させるものであります。また、平成 26 年 12 月期の予想 1 株当たり当期純利益は 55.38 円ですが、平成 26 年 12 月期の予想当期純利益 (150 百万円) の金額を発行済株式数に本第三者割当増資によって増加する株式数を加えたもので除した場合 40.25 円になり、予想 1 株当たり当期純利益は 27.3%減少することとなります。

しかるに、本件増資による調達資金で 20 億円規模のプロジェクトを手掛けることができた場合、当社の試算ではプロジェクト利益率 20%として約 4 億円程度の増益要因を想定しておりますが、さまざまなリスク要因を加味してプロジェクト利益率を 10%程度と保守的に見積もったとしても (リーマン・ショック前の平成 20 年 3 月期における当社の新築物件売上高の売上総利益率は 20.1%であります。プロジェクト利益率はここから販売費 (数%程度) を差し引いて計算します。なお、平成 21 年 3 月期はリーマン・ショックによって不動産開発事業で多額の評価損を含む赤字を計上したこと、それ以降は新たなマンション開発プロジェクトを行っていないため、当社における開発プロジェクトの利益率の算定ができません) 約 2 億円の営業増益要因となり、法人税支払い後においても、平成 26 年 12 月期の予想当期純利益金額の 3 分の 2 程度の金額の増益要因になることが期待されます (なお、当社は平成 25 年 12 月期において 13 億円超の税務上の累積損失を有しており、税務上の累積損失が存在する間は法人税負担が軽減されます)。ただし、当該規模の不動産開発プロジェクトの完成には着手から 2 年以上は要すると考えられるため、実際に業績に寄与するにはしばらく時間がかかる見込みです。

ちなみに、当社は平成26年2月28日に公表いたしました「平成26年12月期～平成28年12月期 中期経営計画」において、平成28年12月期の売上高目標を2,800百万円、経常利益目標を200百万円としております。この計画には今回の資金調達による新規プロジェクトの開始は織り込まれていないため、上記プロジェクトが平成28年12月期において上記の保守的な利益計画で完結したと想定した場合には、平成28年12月期の想定売上高は5,000百万円程度、経常利益は400百万円程度になる可能性があります。

今回の資金調達によって、中期経営計画の達成の可能性を高めるだけでなく、計画を超える実績を実現する原動力としたいと考えております。

かつ、当該プロジェクト完了後には、投下資金及び利益相当額の資金の回収を見込んでおり、当該資金を次なるプロジェクトに再投入することによりさらに大きな増益効果を継続して発生させることができると考えております。

当社といたしましては、このような取り組みにより、当社の業容を拡大させ、株主利益の増大を図っていく所存であります。

② 新株予約権発行による調達資金の使途及び支出予定時期

使途	金額	支出予定時期
賃貸用不動産取得費用（手付金及び最終金のうち銀行融資調達分以外）及び仲介手数料	182,000,000円	平成26年9月から平成29年8月

本新株予約権発行による調達資金の額は上記に記載の通り182,000千円ですが、本日付で開示を行っております「第三者割当株式及び新株予約権の譲渡並びに資金使途の変更に関するお知らせ」に記載の通り、平成24年6月29日付で発行した新株予約権の権利行使によって払い込まれる予定の109,520千円につきましても賃貸用不動産の取得費用に充当する予定であります。現時点において具体的な取得予定物件はまだ確保しておりませんが、積極的な情報の入手を継続しており、候補物件の獲得に努めております。

当社は従来から賃貸用不動産を保有し、継続的に安定した賃料収入を獲得してきておりますが、平成26年2月28日に公表いたしました中期経営計画にも記載の通り、安定的な利回りを実現できる優良物件を発掘し、新たに取得し、あるいは資産の入れ替えを行っていくことも検討しております。物件の取得に際しては、自己資金と当該取得物件を担保とした金融機関からの借入を組み合わせる資金手当てを行う方針であり、総額20億円程度の物件取得を行っていきたいと考えております。これら賃貸用不動産の取得に関しましても不動産開発プロジェクトと同様に、資金の多くは金融機関からの借入に依存する予定ですが、取得総額の10～20%程度は自己資金で賄う必要があるため、本新株予約権の権利行使による資金調達が、上記計画達成の必須条件となります。

なお、新株予約権が行使されなかった場合または当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当社の手取資金額は減少します。本新株予約権の権利行使に伴う当社手取資金が減少した場合には、その減少割合に応じて金融機関から受けられる融資も同様の割合で減少することが予想されるため、賃貸用不動産の取得規模の縮小が余儀なくされます。この縮小分の一部につきましては、不動産販売事業の拡大によって補う方針であります。

また、本新株予約権がすべて権利行使された場合に発行される株式にかかる議決権数は、本新株予約権と同時に発行される株式にかかる議決権と合わせて、現在の議決権数に対して52.3%の大規模な希薄化を発生させるものであります。また、平成26年12月期の予想1株当たり当期純利益は55.38円ですが、平成26年12月期の予想当期純利益（150百万円）の金額を発行済株式数に本第三者割当増資及び第三者割当新株予約権の権利行使によって増加する株式数を加えたもので除した場合36.31円になり、予想1株当たり当期純利益は34.4%減少することとなります。

しかるに、本件新株予約権の権利行使による調達資金で20億円規模の賃貸不動産を取得できた場合、年間のネット利回りを7%（当社保有資産の平均満室想定ネット利回りは9.1%）と保守的に見積もったとしても年間1億4000万円の営業増益要因となります。金融機関への利息及び法人税支払い後の当期純利益ベースにおいても、6000万円～7000万円程度の増益要因になることが期待され、平成26年12月期の予想当期純利益金額の2分の1から3分の1程度の金額になることから、一定の増益効果が発生すると見込んでおります（なお、当社は平成25年12月期において13億円超の税務上の累積損失を有しており、税務上の累積損失が存在する間は法人税負担が軽減されます）。なお、不動産開発プロジェクトにおいては、プロジェクトの開始から収益の実現までに2年程度以上の時間がかかることが想定されますが、賃料収入は物件取得後速やかに獲得できるため、短期的な業績向上効果も見込めます。

また、当社はキャピタルゲイン型不動産事業とインカムゲイン型不動産事業を両輪として事業を発展させる方針であり、また事業の柱を複数保持することにより、将来的な事業環境の変化に柔軟に対応できる企業体質を確立できるものと考えております。今回の第三者割当によって調達する資金はキャピタルゲイン型事業とインカムゲイン型事業の両方の事業軸の強化につながります。キャピタルゲイン型事業はプロジェクトの完遂に一定の時間はかかりますが、事業実績を重ねることによって業界内における当社の地位が確立され、より多くの不動産情報が集約されるようになるとともに他社との連携を図りやすくなることによって将来的にさらなる事業の飛躍が期待されます。インカムゲイン型事業は安定的に収益を増加させるため、収益基盤を強化するとともに、財務の健全性を高め、金融機関からの評価を向上させることによって借入による資金調達を容易にするというメリットが期待できます。

このように今回の第三者割当により一定の希薄化は生じてしまいますが、中長期的には株主の皆様の利益になるものと考えております。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は現在、新築不動産販売、戸別リノベーションマンション販売、不動産賃貸、他社との不動産共同開発事業等を行っております。今回調達する資金については、上記の当社事業の一環としての物件取得に投入する予定であります。

当社は現在プロジェクトに使用できる資金が非常に不足しております。一定規模のプロジェクト（1棟マンション等）を取得するにあたっては、手付金等の自己資金を有している必要があり、手元資金が少ないため物件の取得をあきらめざるを得ないケースも発生しております。また、そのような事情から、物件の獲得姿勢も消極的にならざるを得ず、その結果、他の不動産会社から得られる情報も限られるようになっております。

当社の手元資金に厚みが増すことによって、積極的に案件の獲得に動くことが可能になり、優良なプロジェクトをより多く手がけることができるようになるものと考えております。

「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」にも記載の通り、調達資金を有効に活用した場合の収益改善効果は当社の予想利益水準に比較してかなり大きなものであり、株式の希薄化及び新株の有利発行により既存株主が被ることとなる不利益を十分に補えるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 新株式の払込金額

新株式の発行価額である400円は、本第三者割当増資にかかる取締役会決議日の直前営業日における、株

株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引の終値である 580 円に対して 31.0%のディスカウントを加えた価格となっており、有利発行に該当しております。

なお、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 2 月 10 日制定）では、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に 0.9 を乗じた額以上の価額であること。ただし直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長 6 ヶ月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされております。

当社の直近の株価、過去 1 ヶ月平均株価、3 ヶ月平均株価、6 ヶ月平均株価及び発行価額のそれぞれの株価からのディスカウント率は、以下のとおりとなっております。

＜直近の株価、過去 1 ヶ月平均、3 ヶ月平均、6 ヶ月平均の株価＞

期間	直近	1 ヶ月平均	3 ヶ月平均	6 ヶ月平均
株価	580 円	608 円	585 円	509 円
ディスカウント率	31.0%	34.2%	31.6%	21.4%

当社といたしましては、当初は時価をベースにした価格による増資を念頭に、割当予定先と年初から協議を進めており、当社と割当予定先が概ね株価の条件で合意した時期は平成 26 年 1 月頃であります。当社普通株式取引価格の平成 26 年 1 月の平均値は 438 円であり、当該価格水準から 10%程度のディスカウントを行った水準で払込金額を決定することを想定しておりました。ところが平成 26 年 3 月中旬ころから当社の株価が急騰し、一時はザラ場で 700 円を超える状況となりました。この間、当社の業績予想や経営計画その他業績に影響を及ぼすような事実を公表しておりませんので、市場の動向は当社の業績等の影響を折り込んだものとは言えないものと判断し、概ね株価条件に合意した時期である平成 26 年 1 月の平均値を参考とした上で払込金額を 400 円とすることといたしました。

また、今回の第三者割当増資によって一定の希薄化は生じますが、今回調達した資金によって一定規模の新たな不動産開発プロジェクトを開始し、1 年半から 2 年程度の後のプロジェクト完成時において当社試算では約 4 億円、さまざまなリスク要因等を加味した保守的な試算でも 2 億円程度の営業利益を獲得することを目指し、プロジェクト終了後には回収した資金をもってさらに次なるプロジェクトを手掛けていくことによって継続的な事業成長を実現できるように努めてまいります。このように業績を向上させることによって、将来の株価の下落リスクを軽減できるものと考えております。

② 新株予約権の払込金額

発行価額は、第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（所在地：東京都港区、代表取締役：小幡治）に算定を依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本発行要項及び割当先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、一般的な価格算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の評価を実施しています。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させて将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路

上での新株予約権権利行使から発生するペイオフ（金額と時期）の現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価額を得る手法です。

当該算定機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ算定基準日である平成26年7月2日における当社普通株式の株価610円/株、当社普通株式の価格の変動率（ボラティリティ）62.2%（3か月）、84.4%（6か月）、70.5%（1年）、85.0%（2年）、93.0%（3年）、満期までの期間3年、配当利率0%、安全資産利子率0.1%（3か月～3年）、発行会社の行動、割当予定先の行動を考慮して、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の評価を実施しました。

なお、当社に付された行使価格の取得条項は、発行要項上いつでも行使することが可能な権利とされておりますが、当社は、株価が一定程度上昇した場合、残存する本新株予約権を全部取得するものと想定しており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の150%以上となった場合と設定しております。当社に付された権利行使禁止期間設定条項につきましては、権利行使禁止の解除発動予測が困難であるとの理由により、本算定の前提条件からは除外されております。

また、割当予定先の行動は、当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の約5%で売却することと仮定し、同時に、当社株価上昇時の流動性の向上に伴う割当予定先の行動の変化を織り込む為に、当社株価が10取引日連続して行使価額を少なくとも20%上回った場合、1ヶ月間または3ヶ月間における一日平均売買高のいずれか少ない方の5%を行使上限額として、新株予約権を追加的に行使するものと仮定しています。割当予定先が追加的に取得した株式の売却に関しては、上記の1日当たりに売却可能な株式数の目安に拘束されないものとしています。

これらの算定方法により、当該算定機関の算定結果は第5回新株予約権の1個当たりの払込金額を金2,058円といたしました。

上記算定結果は、新株予約権の権利行使価格を1株あたり450円としたものでありますが、その理由は第三者割当による募集株式の払込金額に一定のプレミアムを乗せて決定したものであります。この場合、上記の通り本新株予約権の1個当たりの払込金額は2,058円となるものの、当該価格では割当予定先との合意形成が困難であったため、割当予定先の意向も一定程度尊重することとし、本新株予約権の1個当たりの払込金額を800円とすることといたしました。

本新株予約権の1個当たりの発行価格を800円に設定することは上記算定結果を下回ることから有利発行に該当すると判断しております。しかしながら上述の通り、平成26年3月中旬ごろから当社株式の取引価格が高騰いたしました。割当予定先とはその前から株価や権利行使価格について協議を重ね、株価が高騰する前から価格面での一応の合意に至っていたことを勘案いたしますと、今回の発行価格は円滑な資金調達の実現と、割当予定先との事業シナジーを最大限に発揮させるために一定の合理性を有する水準であると判断するに至りました。

つきましては今回の第三者割当による新株予約権の発行を平成26年8月1日開催予定の当社臨時株主総会において特別決議事項として付議し、株主の皆様のご判断を仰ぐことといたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式発行により新たに増加する株式にかかる議決権数は10,125個であり、当社の現在の発行済株式数にかかる議決権数27,086個に対して37.3%の希薄化をもたらすこととなります。また、本新株式と同時に発行される新株予約権がすべて権利行使された場合には、4,050個の議決権が増加することとなり、本新株式発行と新株予約権の権利行使をすべてあわせると、現在の発行済株式数にかかる議決権数に対して52.3%の希薄化がもたらされることとなります。これは、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条で

定める希薄化率 25%を上回っておりますが、会社の財務状況改善による中長期的な業績改善効果が見込めること、手元資金の増加により収益拡大のための物件獲得が円滑に進むことが期待されることにより既存株主様の利益につながるものと考えており、本新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は一定の合理性を有しているものであると判断いたしました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①氏名	矢吹満
②住所	東京都目黒区
③職業の内容	会社役員
④上場会社と当該個人との間の関係	該当事項はありません

①名称	株式会社フジヒサハウジング		
②本店の所在地	大阪府守口市京阪北本通 2-7-8		
③代表者の役職及び氏名	代表取締役 久保佑允		
④事業の内容	不動産の売買、賃貸、管理及び仲介		
⑤資本金	1000 万円		
⑥設立年月日	平成 10 年 9 月 24 日		
⑦発行済株式数	200 株		
⑧決算期	8 月		
⑨従業員数	17 人		
⑩主要取引先	一般個人		
⑪主要取引銀行	香川銀行、紀陽銀行、大正銀行、三井住友銀行、りそな銀行、関西アーバン銀行、大同信用組合		
⑫大株主及び持株比率	久保トモ子 67%、久保進 33%		
⑬当事者間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	同社は、当社の不動産特定共同事業法に基づく匿名組合型出資商品「ラ・アトレ リノベ・プレミアム・アセット 2」に 750 万円出資しております。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑭最近 3 年間の経営成績 (単体)			
決算期	平成 23 年 8 月期	平成 24 年 8 月期	平成 25 年 8 月期
純資産	647 百万円	660 百万円	690 百万円
総資産	2,230 百万円	2,406 百万円	2,557 百万円
1 株当たり純資産	3,238,999.68 円	3,300,628.80 円	3,452,519.57 円
売上高	1,071 百万円	1,133 百万円	1,034 百万円
営業利益	31 百万円	42 百万円	66 百万円
経常利益	16 百万円	20 百万円	43 百万円
当期純利益	12 百万円	12 百万円	30 百万円

1株当たり当期純利益	62,117.86円	61,629.12円	151,890.77円
1株当たり配当金	—円	—円	—円

①名称	UBI株式会社		
②本店の所在地	東京都千代田区内幸町1-1-7		
③代表者の役職及び氏名	代表取締役 竹内泰光		
④事業の内容	企業再生コンサルティング、不動産コンサルティング		
⑤資本金	10億円		
⑥設立年月日	平成3年5月27日		
⑦発行済株式数	9,489株		
⑧決算期	12月		
⑨従業員数	10人		
⑩主要取引先	中小企業、コンサルタント及び投資家		
⑪主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行		
⑫大株主及び持株比率	竹内泰光 37.5%、有限会社ミロス 30.0%、瀧本憲治 23.7%		
⑬当事者間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	同社取締役副社長の瀧本憲治氏が当社社外取締役に就任しております。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑭最近3年間の経営成績(単体)			
決算期	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
純資産	1,731百万円	1,833百万円	1,989百万円
総資産	4,146百万円	4,814百万円	5,806百万円
1株当たり純資産	191,543.13円	202,834.43円	220,077.15円
売上高	2,615百万円	1,302百万円	2,692百万円
営業利益	274百万円	196百万円	604百万円
経常利益	149百万円	46百万円	434百万円
当期純利益	185百万円	102百万円	19百万円
1株当たり当期純利益	20,467.26円	11,291.30円	2,118.25円
1株当たり配当金	—円	—円	—円

①名称	東京洋行株式会社		
②本店の所在地	東京都千代田区神田駿河台2-1-4		
③代表者の役職及び氏名	代表取締役 米島暎朝		
④事業の内容	水産業、食品の販売、不動産業		
⑤資本金	1000万円		
⑥設立年月日	平成23年4月11日		
⑦発行済株式数	200株		
⑧決算期	12月		

⑨従業員数	5名		
⑩主要取引先	サムスン電子		
⑪主要取引銀行	三井住友銀行		
⑫大株主及び特株比率	米島暎朝 100%		
⑬当事者間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑭最近3年間の経営成績 (単体)			
決算期	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
純資産	2百万円	9百万円	9百万円
総資産	34百万円	27百万円	120百万円
1株当たり純資産	12,677.24円	47,116.96円	47,899.69円
売上高	—百万円	—百万円	2百万円
営業利益	△0百万円	△0百万円	0百万円
経常利益	△7百万円	△0百万円	0百万円
当期純利益	△7百万円	6百万円	0百万円
1株当たり当期純利益	△37,322.75円	34,439.72円	782.73円
1株当たり配当金	—円	—円	—円

①名称	サマーバンク合同会社		
②本店の所在地	東京都新宿区四谷1-15		
③代表者の役職及び氏名	代表社員 河井良成		
④事業の内容	不動産の売買、仲介等、有価証券の投資等		
⑤資本金	200,000円		
⑥設立年月日	平成23年6月15日		
⑦発行済株式数	該当事項はありません。		
⑧決算期	5月		
⑨従業員数	1名		
⑩主要取引先	—		
⑪主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
⑫大株主及び特株比率	河井良成 100%		
⑬当事者間の関係	資本関係	同社は、当社に対して7.44%の出資を行っております。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑭最近3年間の経営成績 (単体)			
決算期		平成24年5月期	平成25年5月期
純資産		0百万円	1百万円
総資産		20百万円	30百万円

1株当たり純資産		一百万円	一百万円
売上高		一百万円	一百万円
営業利益		一百万円	一百万円
経常利益		一百万円	一百万円
当期純利益		一百万円	5百万円
1株当たり当期純利益		一円	一円
1株当たり配当金		一円	一円

①氏名	武藤伸司
②住所	東京都大田区
③職業の内容	会社役員
④上場会社と当該個人との間の関係	当社執行役員戦略事業部長

①名称	株式会社フジトミ		
②本店の所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町1-15-5		
③代表者の役職及び氏名	代表取締役 細金英光		
④事業の内容	商品先物取引業、不動産販売業		
⑤資本金	12億円		
⑥設立年月日	昭和27年11月11日		
⑦発行済株式数	686万株		
⑧決算期	3月		
⑨従業員数	86名		
⑩主要取引先	一般個人		
⑪主要取引銀行	りそな銀行、みずほ銀行、三井住友銀行		
⑫大株主及び持株比率	株式会社小林洋行 53.63%		
⑬当事者間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑭最近3年間の経営成績			
決算期	平成23年3月期(連結)	平成24年3月期(連結)	平成25年3月期(個別)
純資産	6,152百万円	5,421百万円	5,859百万円
総資産	3,687百万円	3,197百万円	3,161百万円
1株当たり純資産	556.26円	481.61円	477.26円
売上高	1,898百万円	1,860百万円	1,986百万円
営業利益	△767百万円	△333百万円	△49百万円
経常利益	△745百万円	△314百万円	△27百万円
当期純利益	△900百万円	△467百万円	7百万円
1株当たり当期純利益	△134.78円	△70.64円	1.09円
1株当たり配当金	3.00円	3.00円	3.00円

①名称	株式会社リバティーネット		
②本店の所在地	東京都台東区寿 1-18-1		
③代表者の役職及び氏名	代表取締役 松本泰三		
④事業の内容	不動産業、コンピューターシステムの開発		
⑤資本金	1000 万円		
⑥設立年月日	昭和 58 年 12 月 7 日		
⑦発行済株式数	200 株		
⑧決算期	12 月		
⑨従業員数	5 名		
⑩主要取引先	株式会社南海		
⑪主要取引銀行	りそな銀行		
⑫大株主及び持株比率	松本泰三 100%		
⑬当事者間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑭最近 3 年間の経営成績 (単体)			
決算期	平成 23 年 12 月期	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期
純資産	△ 1 百万円	6 百万円	6 百万円
総資産	286 百万円	301 百万円	292 百万円
1 株当たり純資産	△5,000 円	30,000 円	30,000 円
売上高	54 百万円	59 百万円	89 百万円
営業利益	2 百万円	15 百万円	8 百万円
経常利益	△9 百万円	8 百万円	1 百万円
当期純利益	△8 百万円	8 百万円	1 百万円
1 株当たり当期純利益	△40,000 円	38,000 円	5,000 円
1 株当たり配当金	— 円	— 円	— 円

①名称	株式会社ジーフィールド		
②本店の所在地	東京都港区新橋 2-8-16		
③代表者の役職及び氏名	代表取締役 飯野武彦		
④事業の内容	建築物の企画、設計、監理		
⑤資本金	300 万円		
⑥設立年月日	平成 17 年 6 月 15 日		
⑦発行済株式数	60 株		
⑧決算期	5 月		
⑨従業員数	2 名		
⑩主要取引先	株式会社リンクアンドディール		
⑪主要取引銀行	横浜銀行		

⑫大株主及び持株比率	飯野武彦 100%		
⑬当事者間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社が保有する賃貸不動産の建物管理を委託しております。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑭最近3年間の経営成績（単体）			
決算期	平成23年5月期	平成24年5月期	平成25年5月期
純資産	3百万円	3百万円	3百万円
総資産	22百万円	22百万円	23百万円
1株当たり純資産	65,183.08百万円	65,809.01百万円	66,652.73百万円
売上高	52百万円	84百万円	68百万円
営業利益	0百万円	0百万円	0百万円
経常利益	0百万円	0百万円	0百万円
当期純利益	0百万円	0百万円	0百万円
1株当たり当期純利益	696.01円	625.93円	843.71円
1株当たり配当金	—円	—円	—円

①氏名	中後正雄
②住所	東京都港区
③職業の内容	会社員
④上場会社と当該個人との間の関係	該当事項はありません。

①氏名	橋川隆一
②住所	大阪府茨木市
③職業の内容	無職
④上場会社と当該個人との間の関係	該当事項はありません。

①氏名	山本裕子
②住所	大阪府茨木市
③職業の内容	無職
④上場会社と当該個人との間の関係	該当事項はありません。

①名称	株式会社タワーハウス管理
②本店の所在地	東京都港区西新橋 2-21-1
③代表者の役職及び氏名	原園健一
④事業の内容	不動産の仲介、管理
⑤資本金	100万円
⑥設立年月日	平成22年11月22日
⑦発行済株式数	100株

⑧決算期	1月		
⑨従業員数	1名		
⑩主要取引先	一般顧客		
⑪主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行		
⑫大株主及び特株比率	原園健一 100%		
⑬当事者間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社の所有または管理する賃貸不動産の管理を委託しております。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑭最近3年間の経営成績 (単体)			
決算期	平成24年1月期	平成25年1月期	平成26年1月期
純資産	△4百万円	△2百万円	2百万円
総資産	7百万円	6百万円	13百万円
1株当たり純資産	△40,949.69円	△26,299.50百万円	26,325.34百万円
売上高	7百万円	18百万円	37百万円
営業利益	△4百万円	1百万円	6百万円
経常利益	△4百万円	1百万円	5百万円
当期純利益	△4百万円	1百万円	5百万円
1株当たり当期純利益	△47,164.80円	14,650.19円	52,624.84円
1株当たり配当金	—円	—円	—円

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は平成24年6月に第三者割当増資を行い、新株の発行により約1億円の出資を受けました。その後、当該増資資金を活用して、戸別リノベーションマンションの仕入の拡大、他社との共同事業の展開などによって業績の改善を進めてまいりました結果、平成24年3月期において売上高3,079百万円、当期純損失62百万円だったものが、平成24年12月期（決算期変更により9ヵ月決算）においては不良資産の処分が前期で完了したため売上高こそは1,235百万円と減少したものの、一定の利益を確保できるプロジェクトが増加したことにより当期純利益62百万円と黒字転換を達成し、平成25年12月期においては売上高2,520百万円、当期純利益102百万円とさらなる回復を実現いたしました。しかしながら、事業の再拡大に伴い、物件の仕入資金ニーズが急速に高まりました。

また、建材価格の上昇、人件費の高騰、地価の上昇などの環境変化により、仕入物件の獲得競争はますます激しくなっております。当社といたしましては、将来の事業拡大を図るためにはさらなる資金力が必要と考え、平成25年夏頃から第三者割当増資の引受先を模索してきました。

その中で、当社の事業内容及び資金ニーズに深く共感していただき、かつ将来の業務面でのシナジーを検討いただける不動産会社を中心に相手先を絞り込み、今回の割当予定先を決定いたしました。

割当先のうち、矢吹満氏は当社取締役八尾浩嗣の過去の勤務先における顧客であり、同氏は過去に上場不動産会社の増資引受けの実績も複数あり、また自身でも不動産事業を行っているため不動産業界に深い造詣を有しております。また、同氏が経営する会社は東京ガールズコレクションなどにおいて海外プロモーションも積極的に手掛けていることもあり、海外事業についても深い知見を有しております。当社の海外不動産事業進出の検討に際してもアドバイスを受けており、その過程で昨年夏ころから当社の増資の相談を行いま

した。その後検討を重ねていただいた結果、将来的な海外事業での協業も視野に入れ、関係強化のために増資を引受けていただくことになりました。なお、同氏が経営する会社ではなく、同氏個人に割り当てることとした理由は、同氏が個人で引受けることを希望したためであります。

割当予定先の株式会社フジヒサハウジングの関係会社である株式会社フジヒサF Jは、当社の関西での事業展開における事業戦略パートナーであります。当社は平成24年7月24日に同社の保有するビルのフロアに大阪支店を開設し、当時から事業戦略パートナーとして共同で不動産案件の発掘に努めております。株式会社フジヒサF Jの経営者は当社取締役八尾浩嗣が銀行に勤務していた時代から20年来の付き合いがあり、また、当社は平成25年12月期において同社が開発したマンションの販売を行うなど、事業面でも良好な関係を構築してきております。今後さらなる共同事業の拡充や、不動産情報の共有等の関係強化のために増資を引き受けていただくことになりました。

UBI株式会社は当社の社外取締役である瀧本憲治氏が取締役副社長を務める会社であるとともに、不動産業を主な事業としております。同社は不動産ファンド事業を主力事業としており、当社のように不動産プロジェクトの開発等を行わないため事業領域は異なるものの、双方が保有する不動産情報の有効活用等によって将来的な事業面でのシナジー効果も見込んで当社との関係をより強化するために増資を引受けていただくものです。

東京洋行株式会社の経営者は当社代表取締役社長脇田栄一と10年以上前から仕事上の関係があり、当社が将来的に手掛けることを検討している海外不動産事業についても実績を有し、深い知見を有しております。当社の海外進出に関する相談を行っているうちに、将来的な海外事業での協業も視野に入れ、関係強化のため増資を引受けていただくことになりました。

サマーバンク合同会社は平成24年6月の第三者割当増資の引受先であります。当社の業績の回復及び資金ニーズの高まりを受け、追加出資に応じていただくことになりました。

武藤伸司氏は当社の執行役員であり、当社事業により深く関与するために増資を引受けていただくことになりました。

株式会社フジトミは東京証券取引所JASDAQ市場上場の商品先物業を営む会社であります。第2の事業の柱として不動産事業へも進出しております。従来から当社と不動産事業において協業することを検討していただいております。共同事業形態で資金支援を受ける相談をしている中で当社の増資の相談も行い、将来的な事業提携も視野に増資を引受けていただくことになりました。

株式会社リバティネットの経営者は当社代表取締役社長脇田栄一と約20年前から事業上の関係があり、継続的に不動産情報の提供をいただいております。その中で、昨年夏ごろに当社の増資の相談を持ちかけておりましたところ、今後の関係強化のために増資を引受けていただくことになりました。

株式会社ジーフィールドは当社が保有する固定資産の保守管理支援を行っている会社であり、当社との関係を強化するために増資を引受けていただくものです。

中後正雄氏、橋川隆一氏及び山本裕子氏は当社代表取締役社長脇田栄一の知人であり、一定の資力を有し、不動産についても一定の知見を持った相手先として当社株式の引き受けを打診したところ、増資を引受けていただくことになりました。

株式会社タワーハウス管理は当社の賃貸管理業務を行っている会社であり、当社との関係を強化するために増資を引受けていただくものです。

当社は、今回の割当予定先（その株主及び出資者並びに役員及び親子会社の株主並びに役員を含む。以下「割当予定先等」といいます）が暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます）であるか否か、また割当予定先等が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、以下の確認を行いました。

今回の個人の割当予定先及び割当予定先法人の経営者は、旧来からの当社役員の知人ではありますが、今回の第三者割当を行うに際して、特定団体等と何らかの関係を有していないことについて改めてヒアリングを行うことによって割当予定先等が反社会的勢力と関係がないことを確認いたしました。

さらに、第三者調査機関である株式会社J P リサーチ&コンサルティング（所在地：東京都港区、代表取締役：古野啓介）に対し各割当予定先等について調査を依頼しました。調査対象にかかわる書類・資料の査閲・分析、検証、及び風評収集、現地調査等を実施した結果、割当予定先等が特定団体等に該当する、または特定団体等と何らかの関係を有するような事実は確認されなかった旨の調査報告書を受領しています。

なお、当該調査報告書では、割当予定先が特定団体等に該当する、または特定団体等と何らかの関係を有する事実は確認されなかったものの、留意事項として、矢吹満氏及び株式会社フジヒサハウジングの一部の役員について、過去におけるコンプライアンス上の問題を指摘しておりました。しかしながら、当該留意事項において指摘を受けた事項は10年以上も前のものであり、その後は何ら問題となる事象が発生していないことから、当該留意事項は現時点において何ら懸念されるものでもないと判断いたしました。また、株式会社フジトミにつきましても、留意事項として、過去に行政処分を受けたこと及び現在係争中の裁判があることを指摘しておりますが、同社が平成26年6月27日に公表した有価証券報告書の記載で「(同社は) 委託者(お客様)とのトラブルによる不測の損害が生じないよう、商品先物取引の受託業務の体制を整備」している旨を謳っており、また係争中の裁判に関しましても「(同社は) 不法行為がなかったことを主張」していることから当該調査報告書が指摘する留意事項は同社を本第三者割当の割当予定先として選定することについて大きな懸念を生じさせるものではないと考えます。その他の複数の割当予定先につきましても、留意事項が指摘されたものがございしますが、当社の調査の結果いずれも今回の割当予定先として問題はないものと判断いたしました。

以上の調査の結果、当社は割当予定先等が特定団体等と何らかの関係を有していないだけでなく、割当予定先として選定することについて大きな疑念はないことを確認したため、割当予定先として問題はないと判断し、株式会社東京証券取引所に対して「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」を提出しております。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先から、割当株式及び新株予約権の権利行使によって将来取得する株式は、基本的に半年以上の中長期的にわたって保有することを予定しており、また当該株式を売却する際には事前に当社に通知する旨の内容の文書を受領しております。また、投資目的は純投資であり、当社の経営に介入する意向は有していない旨の意見を口頭で表明していただいております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部または一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、各割当予定先から預金通帳のコピーまたは入出金明細が記載された書面（以下「資金証明書類」といいます。）を受領し、第三者割当増資及び第三者割当新株予約権の払込金額と行使価額に相当する資金（以下「必要資金」といいます。）を有しているかどうかを確認しております。

割当予定先のうち、矢吹満氏、東京洋行株式会社、サマーバンク合同会社及び武藤伸司氏につきましては資金証明書類によって、必要資金を保有していることを確認いたしました。資金証明書類の提出を受けた

日から遡って概ね1週間程度以内に多額の資金の増加が記録されておりました。これにつきましては、本第三者割当を引受けるための資金を他の運用先から移し替えたものであり、自己資金である旨を口頭で確認しております。株式会社リバティーマット及び株式会社タワーハウス管理につきましては資金証明書類によって、必要資金を保有していることを確認いたしました。資金証明書類の提出を受けた日から3日以上前の資金の増減状況が記載されておりました。これにつきましては、当該提出日現在において資金証明書類に記載されている資金残高は従前から保有している自己資金である旨を口頭で確認しております。山本裕子氏につきましては、提出を受けた資金証明書類に記載された残高は必要資金額を満たしていませんでしたが、その不足額は僅少であり、手持ち現金で賄える旨を口頭で確認しております。UBI株式会社、株式会社ジーフィールド、中後正雄氏及び橋川隆一氏につきましては、資金証明書類によって、必要資金を一定期間安定して保有していることを確認いたしました。

なお、株式会社フジヒサハウジングに関しましては、預金通帳のコピー等の受領に代えて、過去3期（平成23年8月期から平成25年8月期）の決算書入手し、各期末とも本第三者割当増資及び別件第三者割当新株予約権にかかる払込及び権利行使に必要な資金を十分に上回る金額を有していることを確認しました。

株式会社フジトミに関しましては、預金通帳のコピーの受領に代えて、平成26年3月期有価証券報告書の財務諸表の「現金及び預金」科目の残高が本第三者割当増資による払込金額を十分に上回る金額であることを確認しております。

当社といたしましては、当該確認をもって株式の引受及び新株予約権の権利行使代金の払込みは十分可能であると判断いたしました。

(5) 株券貸借に関する契約等

当社と割当先との間において、株券貸借及び本ファイナンスに影響を及ぼすその他の契約等は締結しておりません。

8. 募集後の大株主及び持株比率（議決権比率）

募集前		募集後	
岡本 浩代	30.33%	岡本 浩代	22.07%
合同会社城山21世紀投資	9.78%	矢吹 満	10.08%
サマーバンク合同会社	7.46%	サマーバンク合同会社	7.44%
サマーリバー合同会社	6.09%	合同会社城山21世紀投資	7.12%
昭栄電気工具株式会社	5.16%	サマーリバー合同会社	4.43%
自見 信也	2.54%	昭栄電気工具株式会社	3.76%
松井証券株式会社	2.44%	株式会社フジヒサハウジング	3.36%
日本証券金融株式会社	2.19%	UBI株式会社	3.36%
生田 正剛	1.60%	東京洋行株式会社	2.02%
楽天証券株式会社	1.45%	武藤 伸司	2.02%

(注) 平成26年6月30日時点の株主名簿を基にして作成しております。募集後の議決権比率は、平成26年6月30日時点の議決権個数に本第三者割当増資により増加する株式にかかる議決権の総数10,125個を加えて算定しております。

(参考) 新株予約権行使後の大株主の状況

募集前		募集後	
岡本 浩代	30.33%	岡本 浩代	16.88%
合同会社城山21世紀投資	9.78%	合同会社城山21世紀投資	10.89%
サマーバンク合同会社	7.46%	矢吹満	10.79%
サマーリバー合同会社	6.09%	サマーバンク合同会社	10.62%
昭栄電気工具株式会社	5.16%	サマーリバー合同会社	8.84%
自見 信也	2.54%	株式会社フジヒサハウジング	3.60%
松井証券株式会社	2.44%	UBI株式会社	3.60%
日本証券金融株式会社	2.19%	昭栄電気工具株式会社	2.87%
生田 正剛	1.60%	武藤伸司	2.36%
楽天証券株式会社	1.45%	東京洋行株式会社	2.16%

(注) 平成26年6月30日時点の株主名簿を基にして作成しております。募集後の議決権比率は、平成26年6月30日時点の議決権個数に、本第三者割当増資並びに本第三者割当新株予約権及び平成24年6月29日付で発行した新株予約権の行使により増加する株式にかかる議決権の総数 21,575 個を加えて算定しております。

9. 今後の見通し

本第三者割当は当社の財務体質の強化及び手元資金の拡充に寄与することが考えられますが、具体的に当社の業績に与える影響については精査中であります。今後、業績への具体的な影響額が明らかになった場合には速やかに開示いたします。

10. 企業行動規範上の手続き

本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による議決権ベースの希薄化率は52.3%と、25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める「第三者割当に係る遵守事項」に該当するため、同条第1号「経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」または第2号「当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認」を行う必要があります。

そのため、当社は平成26年8月1日開催予定の当社臨時株主総会において、「株主以外の第三者に特に有利な払込金額で募集株式を発行する件」と「株主以外の第三者に特に有利な条件で募集新株予約権を発行する件」を上程し、上記の「株主の意思確認」を行うとともに、株式の有利発行議案の特別決議を付議させていただくことといたしました。

11. 最近3年間の業績及びエクイティファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

① 連結

	平成24年3月期	平成24年12月期	平成25年12月期
売上高	3,079百万円	1,235百万円	2,520百万円
営業利益	49百万円	139百万円	185百万円
経常利益	△64百万円	57百万円	94百万円
当期純利益	△62百万円	62百万円	102百万円
1株当たり当期純利益	△3,182.82円	2,530.67円	37.74円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	11,647.41円	14,461.14円	183.32円

(注) 1. 平成24年12月期については決算期変更により9ヶ月決算となっております。

2. 当社は平成25年7月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を計算しております。

② 個別

	平成24年3月期	平成24年12月期	平成25年12月期
売上高	3,075百万円	1,093百万円	2,496百万円
営業利益	97百万円	94百万円	161百万円
経常利益	△5百万円	41百万円	76百万円
当期純利益	△3百万円	40百万円	85百万円
1株当たり当期純利益	△178.71円	1,637.97円	31.50円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	14,694.86円	15,860.41円	191.04円

(注) 1. 平成24年12月期については決算期変更により9ヶ月決算となっております。

2. 当社は平成25年7月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を計算しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成26年5月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	2,714,000株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	1,144,500株	42.17%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年3月期	平成24年12月期	平成25年12月期
始値	19,000円	20,760円	26,940円
高値	31,000円	33,700円	77,300円 ※520円
安値	14,210円	14,800円	25,850円

			※353 円
終値	20,260 円	27,030 円	480 円

(注) ※印は、平成 25 年 7 月 1 日付で行った 1 株を 100 株にする株式分割による権利落後の最高株価及び最低株価を示しております。

② 最近 6 ヶ月間の状況

	平成 26 年 1 月	平成 26 年 2 月	平成 26 年 3 月	平成 26 年 4 月	平成 26 年 5 月	平成 26 年 6 月
始値	466 円	386 円	346 円	525 円	530 円	585 円
高値	466 円	386 円	692 円	555 円	650 円	669 円
安値	400 円	322 円	346 円	466 円	530 円	585 円
終値	400 円	340 円	490 円	523 円	575 円	626 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 26 年 7 月 14 日
始値	587 円
高値	587 円
安値	569 円
終値	580 円

(4) 最近 3 年間のエクイティファイナンスの状況

① 第三者割当増資

払込期日	平成 24 年 6 月 29 日
調達資金の額	99,900,000 円
発行価額	1 株につき 13,500 円
募集時における発行済株式数	19,672 株
当該募集による発行株式数	7,400 株
募集後における発行済株式総数	27,072 株
割当先	株式会社南栄開発 3,000 株 One World Asset Management 株式会社 2,300 株 サマーバンク合同会社 2,100 株
発行時における当初の資金使途	①首都圏における中小規模の新築マンション開発のための土地購入 ②首都圏における主にファミリータイプの中古マンションの仕入資金 ③当社が仕入れた中古マンションを販売商品化するためにリノベーションする費用
発行時における支出予定時期	①平成 24 年 10 月 ②平成 24 年 7 月から平成 24 年 8 月 ③平成 24 年 7 月から平成 24 年 8 月
現時点における充当状況	①他社との共同開発案件に変更したうえで充当しております ②予定通り充当しております ③予定通り充当しております

② 第三者割当による第3回新株予約権の発行

割当日	平成 24 年 6 月 29 日
発行新株予約権数	7,400 個
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	97,400,000 円
割当先	株式会社南栄開発 3,000 個 One World Asset Management 株式会社 2,300 個 サマーバンク合同会社 2,100 個
募集時における発行済株式数	19,672 株
当該募集による潜在株式総数	7,400 株
現時点における行使状況	権利行使は行われておりません
発行時における調達した資金の額 (差引手取概算額)	109,980,000 円
発行時における当初の資金使途	①首都圏における主にファミリータイプの中古マンションの仕入資金 ②当社が仕入れた中古マンションを販売商品化するためにリノベーションする費用
現時点における充当状況	割当先のうち、株式会社南栄開発及び One World Asset Management 株式会社が保有していた新株予約権につきましては、平成 25 年 7 月 16 日付で譲渡が行われ、現在は合同会社城山 21 世紀投資及びサマーリバー合同会社がそれぞれ 2,650 個ずつ保有しております。サマーバンク合同会社を含めまして、現在の新株予約権者は権利行使期間内に権利行使を行う意向は示しておりますが、現時点においては権利行使が行われていないため充当しておりません。また、新株予約権発行から 2 年近くが経過し、その間に当社の業績が徐々に回復してきたとともに、不動産市況も活況化してきたこともあり、現在において中古マンションの仕入資金及びリノベーション費用は、金融機関からの借入れ及び自己資金によって賄うことができるようになってきましたため、資金使途を優良な収益物件の取得資金として活用することに変更しております。

II. 主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

本日当社が第三者割当による新株式の発行を決議し、割当申し込み先に対して新株式を割り当てたことに伴うものです。

2. 異動する株主の概要

(1) 新たに当社の主要株主となるもの

①氏名	矢吹満
②住所	東京都目黒区

(2) 主要株主でなくなるもの

該当事項はありません。

3. 当該株主の所有株式数（議決権の数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前 (平成26年7月15日)	一個 (一株)	—%	—
異動後 (平成26年8月4日予定)	3,750個 (375,000株)	10.08%	2位

※ 議決権を有しない株式として発行済株式から控除した株式 5,200株
平成26年7月15日現在の発行済株式総数 2,714,000株

4. 異動予定日

平成26年8月4日

株式会社ラ・アトレ第5回新株予約権発行要項

- (1) 新株予約権の内容及び数
株式会社ラ・アトレ第5回新株予約権4,050個
- (2) 新株予約権の払込金額 1個につき800円
- (3) 新株予約権の払込金額の総額 3,240,000円
- (4) 割当日 平成26年8月4日
- (5) 払込期日 平成26年8月4日
- (6) 募集方法
第三者割当の方法による。割当先及び割当数は以下の通り
- | | |
|----------------|--------|
| 矢吹満 | 1,500個 |
| 株式会社フジヒサハウジング | 500個 |
| UB I株式会社 | 500個 |
| 武藤伸司 | 400個 |
| 東京洋行株式会社 | 300個 |
| サマーバンク合同会社 | 300個 |
| 株式会社リバティーターネット | 100個 |
| 株式会社ジーフィールド | 100個 |
| 中後正雄 | 100個 |
| 橋川隆一 | 100個 |
| 山本裕子 | 100個 |
| 株式会社タワーハウス管理 | 50個 |
- (7) 新株予約権の目的となる株式の種類
株式会社ラ・アトレ普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
- (8) 新株予約権の目的となる株式の数
- ①本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式405,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という)は100株とする)。ただし、本欄②及び③により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- ②当社が「(9)新株予約権の行使時の払込金額」の規定に従って行使価額(「(9)新株予約権の行使時の払込金額」②に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「(9)新株予約権の行使時の払込金額」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
- $$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
- ③調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る「(9)新株予約権の行使時の払込金額」③(b)及び(e)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- ④割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (9) 新株予約権の行使時の払込金額
- ①本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- ②本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、450円とする。ただし、③の規定に従って調整されるものとする。
- ③行使価額の調整

- (a) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(b)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (b) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ. 本項(d)ロ. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

ロ. 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ハ. 本項(d)ロ. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(d)ロ. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

ニ. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(d)ロ. に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ホ. 本項(b)イ. からニ. までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(b)イ. からニ. にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (c) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(d)

イ. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てるものとする。

ロ. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所 JASDAQ における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てるものとする。

- ハ、行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (e) 上記(b)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- イ、株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ロ、その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ハ、行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (f) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額
182,250,000 円
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
- (11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「(8)新株予約権の目的となる株式の数」記載の対象株式数で除した額とする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- (12) 新株予約権の行使期間
平成26年9月1日から平成29年8月31日(但し、平成29年8月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、「(18)組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。なお、当社は、当社の資金需要が具体的に発生するまでの間、事前に新株予約権者に通知したうえで本新株予約権の権利行使の禁止期間を設定することができる。
- (13) 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所
- ①新株予約権の行使請求の受付場所
株式会社ラ・アトレ 経営管理部
東京都港区海岸1丁目9番18号
- ②新株予約権の行使請求の取次場所
該当事項はありません。
- ③新株予約権の行使請求の払込取扱場所
株式会社三菱東京UFJ銀行 青山支店
- (14) 新株予約権の行使の条件
該当事項はありません。
- (15) 新株予約権の取得の事由及び取得の条件
当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項(残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法273条第2項及び第274条第3項)の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の一部又は全部を取得することができる。
- (16) 新株予約権の譲渡に関する事項
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (17) 代用払込みに関する事項

該当事項はありません。

(18) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

①新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

②新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

③新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

④新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

⑤新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

⑥新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

(19) その他

①上記の他、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

②本新株予約権の発行については、本新株予約権にかかる有価証券届出書の効力発生を条件とする。

以 上